

議案第 29 号

丸亀市就学奨励費支給要綱の一部改正について

丸亀市就学奨励費支給要綱の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 9 月 19 日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

丸亀市就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

丸亀市就学奨励費支給要綱(平成 17 年教育委員会告示第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(申請) 第 5 条 就学奨励費の受給申請者(以下「申請者」という。)は、就学奨励費受給申請書(様式第 1 号)を児童生徒が就学する <u>学校の校長</u> 又は入学予定者が入学予定の <u>学校の校長</u> を経由して教育委員会に提出しなければならない。	(申請) 第 5 条 就学奨励費の受給申請者(以下「申請者」という。)は、就学奨励費受給申請書(様式第 1 号)に児童生徒又は入学予定者が居住する地区の民生児童委員の署名を受けて、当該児童生徒が就学する <u>学校長</u> 又は当該入学予定者が入学予定の <u>学校長</u> を経由して教育委員会に提出しなければならない。 <u>ただし、前条第 1 号の規定に該当する者及び要保護者は、民生児童委員の署名を省略することができる。</u>
2 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請する者は、前項の申請書に加え、誓約書(様式第 3 号)を入学予定の <u>学校の校長</u> を経由して教育委員会に提出しなければならない。	2 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請する者は、前項の申請書に加え、誓約書(様式第 3 号)を入学予定の <u>学校長</u> を経由して教育委員会に提出しなければならない。
(申請書の経由) 第 6 条 前条第 1 項の規定により申請書の経由を受けた <u>学校の校長</u> は、遅滞なく教育委員会に提出しなければならない。	(申請書の経由) 第 6 条 前条第 1 項の規定により申請書の経由を受けた <u>学校長</u> は、遅滞なく教育委員会に提出しなければならない。
(認定) 第 7 条 略	(認定) 第 7 条 略
2 略	2 略
3 教育委員会は、第 1 項の認定結果を遅滞なく <u>関係学校の校長</u> を経	3 教育委員会は、第 1 項の認定結果を遅滞なく <u>各学校長</u> を経由し

改正後	改正前
由して、申請者に通知しなければならない。ただし、新入学児童生徒学用品費の入学前支給の認定結果については、教育委員会から入学予定の<u>学校の校長</u>及び申請者に通知するものとする。 (支給) 第9条 就学奨励費の支給については、申請者はその請求、受領等の行為(以下「請求等の行為」という。)を関係<u>学校の校長</u>に委任するものとし、教育委員会は当該<u>学校の校長</u>にこれを支給する。ただし、新入学児童生徒学用品費の入学前支給については、請求等の行為を委任しないものとし、申請者に直接支給するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、通学用品費、新入学児童生徒学用品費及び中学1年生通学用品費については、<u>学校の校長</u>の依頼により、申請者の指定する口座に振り込むことで申請者に支給することができる。 3 略 (届出) 第10条 就学奨励費を受給している者(以下「受給者」という。)は、就学奨励の認定要件に変更があったときは、直ちにその旨を<u>就学する学校の校長</u>を経由して教育委員会に届け出なければならない。 様式第1号(第5条関係) 就学奨励費受給申請書(世帯票) [別紙参照]	て、申請者に通知しなければならない。ただし、新入学児童生徒学用品費の入学前支給の認定結果については、教育委員会から入学予定の<u>学校長</u>及び申請者に通知するものとする。 (支給) 第9条 就学奨励費の支給については、申請者はその請求、受領等の行為(以下「請求等の行為」という。)を関係<u>学校長</u>に委任するものとし、教育委員会は当該<u>学校長</u>にこれを支給する。ただし、新入学児童生徒学用品費の入学前支給については、請求等の行為を委任しないものとし、申請者に直接支給するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、通学用品費、新入学児童生徒学用品費及び中学1年生通学用品費については、<u>学校長</u>の依頼により、申請者の指定する口座に振り込むことで申請者に支給することができる。 3 略 (届出) 第10条 就学奨励費を受給している者(以下「受給者」という。)は、就学奨励の認定要件に変更があったときは、直ちにその旨を<u>学校長</u>を経由して教育委員会に届け出なければならない。 様式第1号(第5条関係) 就学奨励費受給申請書(世帯票) [別紙参照]

年度 丸亀市就学奨励費受給申請書（世帯票）

※申請者（保護者）は本ワク内を記入してください。

区分	世帯票番号	丸亀市立		学校		年 組		申請年月日 年 月 日						
要・準								丸亀市教育委員会 宛						
児童生徒	フリガナ		(保護者)	フリガナ		左記の者に係る就学奨励費を受給したいので、申請します。 なお、認否に伴う確認のため、公簿の閲覧を承諾します。								
	氏 名			氏 名										
住所	〒 丸亀市			前年1月1日の住所(丸亀市外の方のみ記入)			住居の形態		生活扶助(生活保護)受給の有無					
							持家	借家 借間	有	無				
家族の状況 (児童生徒本人及び生計を一にする者を全員記入)	氏 名		児童生徒との続柄	生年月日	職業又は学校・学年 (前年4月1日現在)	特別支援学級の在籍	同居・別居の別	就労の有無						
	1			年 月 日		有・無	同・別	有・無						
	2			年 月 日		有・無	同・別	有・無						
	3			年 月 日		有・無	同・別	有・無						
	4			年 月 日		有・無	同・別	有・無						
	5			年 月 日		有・無	同・別	有・無						
	6			年 月 日		有・無	同・別	有・無						
	7			年 月 日		有・無	同・別	有・無						
	8			年 月 日		有・無	同・別	有・無						
	9			年 月 日		有・無	同・別	有・無						
	10			年 月 日		有・無	同・別	有・無						
就学奨励費「準要保護」を受ける理由(いずれか一つに○をする。)					必要添付書類等									
1	生活保護の停止又は廃止をされた。				※前年1月1日の住所が市外の方は所得課税証明書の写し添付 (18歳未満を除く全員)									
2	市町村民税が非課税である。													
3	国民年金の掛金の免除を受けている。									国民年金保険料免除申請承認通知書の写し(世帯全員)				
4	児童扶養手当の支給を受けている。									児童扶養手当証書の写し				
5	1～4以外で、経済的理由により子どもの就学に困っている。 ※5の方は、この欄に受給したい理由を必ず記入すること。 (病気療養の場合は、氏名、病名、療養期間も記入)									※前年1月1日の住所が市外の方は所得課税証明書の写し添付 (18歳未満を除く世帯全員)				
委任	就学奨励費(新入学児童生徒学用品費の入学前支給を除く。)の請求、受領に関することを、関係学校の校長に委任します。													
	申請者氏名(保護者)				連絡先() - (日中連絡のつく電話番号)									

※以下は、新入学児童生徒学用品費の入学前支給該当者(新1年生)のみ、ご記入ください。

振込依頼口座【入学前支給用】									
新入学児童生徒学用品費の入学前支給のみこの口座に振り込みます。申請者又は同一世帯の保護者名義の口座をご記入ください。									
金融機関名	銀行 信金 信組 農協		支店番号				口座名義人	(カタカナで記入)	
			支店名	支店出張所		緊急時の連絡先			
口座番号	普通					自宅	() -		
						携帯	() -		

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和7年度 丸亀市就学奨励費受給申請書（世帯票）

※申請者（保護者）は太枠内を記入してください。

区分	世帯票番号	丸亀市立		学校	年	組	申請年月日 年 月 日		
要・準							丸亀市教育委員会 宛		
児童生徒	フリガナ	(申請者)	フリガナ	左記の者に係る就学奨励費を受給したいので、申請します。 なお、認否に伴う確認のため、公簿の閲覧を承諾します。					
	氏名		氏名						
住所	〒 〇 〇 〇 丸亀市			前年1月1日の住所(丸亀市外の方のみ記入)		住居の形態		生活扶助(生活保護)受給の有無	
						持家	借家 借間	有	無
家族の状況 (児童生徒本人及び生計を一にする者を全員記入)	氏名		児童生徒との続柄	生年月日	職業又は学校・学年 (令和6年4月1日現在)	特別支援学級の在籍	同居・別居の別	就労の有無	
	1			年 月 日		有・無	同・別	有・無	
	2			年 月 日		有・無	同・別	有・無	
	3			年 月 日		有・無	同・別	有・無	
	4			年 月 日		有・無	同・別	有・無	
	5			年 月 日		有・無	同・別	有・無	
	6			年 月 日		有・無	同・別	有・無	
	7			年 月 日		有・無	同・別	有・無	
	8			年 月 日		有・無	同・別	有・無	
	9			年 月 日		有・無	同・別	有・無	
	10			年 月 日		有・無	同・別	有・無	
就学奨励費「準要保護」を受ける理由(いずれか一つに○をする。)					必要添付書類等				
1	生活保護の停止又は廃止をされた。				※前年1月1日の住所が市外の方は所得課税証明書の写し添付 (18歳未満を除く全員)				
2	市町村民税が非課税である。								
3	国民年金の掛金の免除を受けている。								
4	児童扶養手当の支給を受けている。								
5	1〜4以外で、経済的理由により子どもの就学に困っている。				※民生児童委員の署名が必要 ※前年1月1日の住所が市外の方は所得課税証明書の写し添付 (18歳未満を除く世帯全員)				
	※5の方は、この欄に受給したい理由を必ず記入すること。 (病気療養の場合は、氏名、病名、療養期間も記入)				「民生児童委員の署名欄」※5の方のみ必要 上記の世帯について、就学奨励費の支給が必要であると認めます。 年 月 日 地区民生児童委員 氏 名				
委任	就学奨励費(新入学児童生徒学用品費の入学前支給を除く。)の請求、受領に関することを、該当児童生徒の在校校長に委任します。								
	申請者氏名(保護者)				連絡先() - (日中連絡のつく電話番号)				

※以下は、新入学児童生徒学用品費の入学前支給該当者(新1年生)のみ、ご記入ください。

振込依頼口座【入学前支給用】									
新入学児童生徒学用品費の入学前支給のみこの口座に振り込みます。申請者又は同一世帯の保護者名義の口座をご記入ください。									
金融機関名	銀行 信金 信組 農協	支店番号				口座名義人	(カタカナで記入)		
		支店名	支店出張所		緊急時の連絡先				
口座番号	普通					自宅	() -		
						携帯	() -		
異動	年 月 日	事由 (変更、停止等)	備考						収入額 需要額
	年 月 日								
	年 月 日								